

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和4年10月4日（火）

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、伊東委員、工藤委員、佐藤委員、高木委員、岩田委員、箕浦委員

<事業者1>

大月バイオマス発電株式会社 小林所長、永井副所長
株式会社山梨県環境科学検査センター 小澤社長、伊藤開発室長
大日コンサルタント株式会社技術部 技術第2グループ 吉家氏

<事業者2>

電源開発送変電ネットワーク(株) 東西連系増強建設所
糸田所長代理、送電グループ 前田GL
電源開発(株) 立地・環境部 環境室
高木室長、横峯マネージャー、鈴木氏、前田氏、新庄氏
J-POWERジェネレーションサービス(株) 技術・環境センター
上田センター長代理
環境保全室 齊藤室長代理、高木室長代理、神野氏

<事務局>

山梨県環境・エネルギー一部大気水質保全課
中川課長、佐藤総括課長補佐、樋川課長補佐、渡邊主査、伊藤副主査、本田主任

次第

- 1 開 会
- 2 議 事
 - 議題1 大月バイオマス発電事業に係る完了報告書について
 - 議題2 佐久間東西幹線他増強工事計画に係る評価書について
- 3 その他
- 4 閉 会

配布資料

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

【議題1 大月バイオマス発電事業に係る完了報告書について】

資料1 事業概要と完了報告書手続について

事業者説明資料1-1 説明資料(公開版)

事業者説明資料1-2 説明資料(非公開版)

【議題2 佐久間東西幹線他増強工事計画に係る評価書について】

資料2-1 事業概要と評価書手続について

資料2-2 環境影響評価書に係る知事意見素案

事業者説明資料2-1 説明資料(公開版)

事業者説明資料2-2 意見整理表(公開版)

事業者説明資料2-3 説明資料(非公開版)

事業者説明資料2-4 意見整理表(非公開版)

1 開会

(司会 佐藤総括課長補佐)

定刻となりましたので、ただ今から、山梨県環境影響評価等技術審議会を開催いたします。

委員の皆様には御多忙中のところ、御出席をいただき厚く御礼申し上げます。私は本日の進行を務めます、山梨県大気水質保全課総括課長補佐の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、大気水質保全課長から御挨拶を申し上げるところですが、本日は議会の委員会対応のため、私より御挨拶を申し上げたいと思います。

改めまして、委員の皆様におかれましては、日頃より山梨県環境影響評価等技術審議会に御理解と御協力をいただいております、誠にありがとうございます。

本日は、大月バイオマス発電事業の完了報告書手続および佐久間東西幹線他増強工事計画の評価書手続の、2つを議題として予定しています。

大月バイオマス発電所の完了報告書手続につきましては、事業者から説明を受けた後、質疑や意見交換等をお願いすることとなります。佐久間東西幹線他増強工事計画につきましては、前回の審議会で委員の方々から出された質問に対して、事業者から追加の説明を受けた後、前回審議会での御意見を踏まえて事務局で作成した知事意見の素案について、御審議をお願いしたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、限られた時間ではございますが、幅広い観点から御審議をいただけますようお願いいたします。

続きまして、審議会の開催要件の可否について申し上げます。本日の出席状況につきましては、15名の委員のうち、会場に2名、Web会議で6名の計8名の御出席をいただいております。2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。

ここで、配布資料の確認を行います。次第、席次表、委員名簿、資料1、事業者説明資料1-1～1-2、資料2-1～2-2、事業者説明資料2-1～2-4がございまして、資料に不足がある場合には、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

なお、審議会の記録のため審議の途中で写真を撮影する場合がありますので、御了承願います。次に、今回の会議は、対面とWebを併用しての会議となります。議事録作成のため、会議内容につきましては、録

音させていただきます。誠に恐縮ではございますが、御発言の際は、必ずマイクを使用して、大きな声で発言していただけますようお願いいたします。また、御発言の都度お名前を仰っていただくようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、会場にいらっしゃる委員の皆様には、マスク着用のまま、マイクでの発言をお願いいたします。加えて、なるべく短時間で審議会が終了できますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、これより次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例第47条第10項の規定により、会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いしたいと思います。それではよろしくお願いいたします。

2 議事

議題1 大月バイオマス発電事業に係る完了報告書について

(坂本会長)

坂本です。それでは、議事を進行させていただきます。案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について確認をお願いいたします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の趣旨である、『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や個人情報に係る部分を除いて全て公開とする、議事録については発言者名を含む議事録を公開する、ということをお願いいたします。

希少動植物保護の観点から、一部の審議については、非公開で行います。非公開審議の際には、その時に報道関係者及び傍聴人がいましたら、一旦、本会場から退出いただきます。

それでは、議題に入りたいと思います。今日は議題が2つあります。

1件目の議題が「大月バイオマス発電事業に係る完了報告書について」です。

2件目は、「佐久間東西幹線他増強工事計画に係る評価書について」です。

それでは1件目、大月バイオマス発電事業の案件について、事務局から経緯等の説明をいただき、その後に事業者から説明をいただきたいと思います。その後、質疑応答・意見交換を行います。公開部分が終わっ

たら、非公開部分の審議をその後に行いたいと思います。

議題1はだいたい2時間程度で終えて、休憩をしてから議題2に入りたいと思っています。

それでは事務局から、議題1について説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

大気水質保全課の樋川でございます。資料に基づき説明いたします。資料1「事業概要と完了報告書手続について」を御覧ください。対象となる事業は「大月バイオマス発電事業」です。間伐材等を用いて発電し、電気を供給することを目的とした事業であり、1時間当たりの燃料中に含まれる炭素量が最大6千kgということで、環境影響評価事例の第2分類に該当します。施設の所在地は大月市ですが、排出ガスの飛散距離を考慮し、大月市、都留市、甲州市が関係地域となっています。

次に、2の手続についてですが、今回は完了報告書手続となります。完了報告書手続は、工事中や完成後の施設の存在、事業活動においてとられた環境保全措置の実施状況や、環境影響の状況をとりまとめ、県民や知事、関係地域の市長から意見を聴いて、以降の事業に反映させることを目的とした手続です。

次に3のフロー図を御覧ください。完了報告書手続では、事業者が、とりまとめた完了報告書を公告・縦覧し、県民等から寄せられた意見の概要書を県へ提出します。県では、意見概要書を受領してから90日以内に、審議会の意見を踏まえて知事意見を事業者に送付することとなります。

次に、4の本件に係るスケジュールを御覧ください。平成27年度に評価書手続が終わり、工事が行われ、平成30年5月に中間報告書手続が行われています。その後、資料にはありませんが、平成30年12月に完了届が提出されております。今回の完了公告書については、8月1日から公告・縦覧が行われており、県民等から寄せられた意見の概要書は、9月26日に県へ提出がありました。このため、9月26日から90日以内の12月26日までに、知事意見をとりまとめ、事業者に通知することとなります。なお、関係地域である大月市、都留市、甲州市へは、現在、意見照会を行っているところです。

本日はこれから、完了報告書について事業者から説明等がございますので、それを踏まえ、完了報告書について審議いただきます。会議後、審議会の皆様や関係地域の市長からの意見等を整理して知事意見の素案を作成し、現在、日程調整中ですが、次回の審議会で御審議いただき

たいと考えています。

以上で、資料1の説明を終わります。

(司会)

続いて事業者から、完了報告書の内容についての説明を、20分程度で簡潔にお願いします。

(事業者 (株)山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

大月バイオマス発電事業に係る完了報告書について、コンサルを行っている(株)山梨県環境科学検査センター小澤が説明させていただきます。

それでは公開版資料を説明させていただきます。事業概要ですが、これは先ほど県から説明があったとおりで、大月バイオマス発電株式会社代表者 三浦良介。所在地が山梨県大月市笹子町白野1152-5外です。事業の名称が大月バイオマスバイオマス発電事業。条例第2分類事業、工場または事業場の建設事業ということで、電気供給業です。事業概要は、内部循環式流動層ボイラー1台、蒸気タービン1台、それによりまして排ガス量が8万5千から9万8千5百Nm³/hで、炭素量が6千kg/h以下。使用するのは生木屑チップです。これは、剪定枝とか木屑チップを燃やします。最大出力が1万4千5百kWです。

次に、知事意見の履行状況を御説明させていただきます。知事意見の1番、全般事項の1番としまして、「環境影響評価手続の適切な実施について」ということで意見をいただきました。それに対して履行状況ですが、補正評価書の環境測定計画を見直しまして、調査地点、調査時期、調査期間を明確に示しました。測定内容としては、大気汚染、悪臭、騒音、空気振動、振動、水質汚濁、雨水排水、水象、地盤沈下、陸上植物、陸上動物、水生生物、生態系、猛禽類、景観・風景、廃棄物・発生土、焼却灰による土壌汚染、それと温室効果ガス等の調査を行いました。2番目に、実施されなかった調査がありまして、近接する沢の水生生物調査がされていませんでした。補正評価書に、工事開始前に調査をすることが記載されていましたが、実施されていませんでしたので、平成30年3月、工事中ですが、この時に調査を行いました。これが実施した調査の内容です。平成30年3月の工事中に水生生物の調査を隣接する沢で行いました。調査の結果、魚類は確認されませんでした。底生生物は、10目21科34種、確認されまして、補正評価書の22目31科30種とほぼ同じ結果でした。付着藻類は、2目5科30種が確認されまし

た。その他の生物は確認されませんでした。

次の県の全般事項として「地域への配慮について」で、地域に配慮して、苦情等に対して迅速に対応すること、となっています。履行状況です。評価書に記載した環境測定計画を見直しまして、調査地点、調査時期、調査期間を明確にしました。生活環境に影響のある環境測定内容として、大気汚染、悪臭、騒音、空気振動、振動の測定を行いました。地域に配慮するために、大気汚染短期高濃度について逆転層の発生する無風状態で測定し、微小粒子状物質PM_{2.5}、あとダイオキシン類の測定を追加し、近隣住民のところで行いましたが、これを追加して調査を実施しています。あと、住民窓口についても連絡先をホームページに記載しています。

次に個別事項、「事後調査結果等の積極的な公表について」は、調査、事後調査のモニタリング結果や、測定計画について、わかりやすいようにデータを取りまとめ、事業者のホームページに掲載しています。あと、関係市町村にも積極的に公開をしました。

次に、「分かりやすい報告書の作成について」は、中間報告書に説明不足や誤りがありましたので、平成30年5月に大月バイオマス発電事業環境影響評価中間報告書は提出しましたが、平成30年12月に中間報告書の修正版を作成しまして、県に提出するとともに、ホームページに公開しました。

次に、「騒音及び低周波音について」は、騒音と低周波の発生が近隣住民に影響を与えるということで知事意見をいただきまして、履行状況ですが、稼働後の事後調査において、環境測定計画のとおり実施いたしました。予測値を超過した騒音、空気振動、振動の原因調査を実施し、発電所の影響が少ないことを確認し、追加保全措置の必要がないことを判断いたしました。対象地域では、騒音規制法の第4種区域における規制基準に準じた値である60dBの騒音目標値を設定いたしました。空気振動については、低周波騒音による心身の苦情に関する参考値の一つでありますG特性音圧レベル、LG=92dBを目標値として設定しました。事後調査及びモニタリングの計画は県に提出し、事業者のホームページにも公開しています。

次に、「水生生物について」は、発電排水の排水口を県に報告がないまま位置を変えたということが起きましたので、それに対して放流側であるA沢の調査を実施しました。履行状況です。排水口の位置変更に伴うA沢の水生生物について、冬季のA沢下流での水温調査の方法は、水生生物の専門家に相談した上で、モニタリングを実施し、水生生物の調

査の結果から、水温には影響のないことを確認いたしました。水温のモニタリングは、平成30年12月から2年間実施し、水温が適切に管理されてA沢への影響が軽微であることを確認しました。水生生物調査は、平成30年から年4回、3年間行い、水生生物への影響の調査を、個体数の変動はありますが、排水の水生生物への影響は小さい、あるいは認められないことを確認しました。結果については県に報告するとともに、事業者のホームページに掲載しています。

次に、「地下水について」は、用水計画で取水量の変更をしているため、地下水に影響がないことを確認することということで、知事意見をいただきまして、平成30年12月から、井戸水水位及び地盤沈下のモニタリングを年4回、3年間実施し、地下水への影響を把握してきました。渇水期及び放水期の若干の地盤変動、マイナス7mmからプラス3mmがありましたが、測定器の許容誤差が4mmであることを鑑み、地盤沈下の程度は小さいか、ほとんどないことが確認されました。調査結果は県に提出するとともに、事業者のホームページに公開しています。

次に、「動物（猛禽類）について」は、工事着工前に、猛禽類に対して影響があるかどうかの調査がされていませんでした。それについて専門家に相談した上で、調査を実施することを、知事意見で受けています。その履行状況です。稼動後の事後調査は、専門家に相談の上、事業所周辺で、年9回、2月から10月、1回の調査は2日間の定点観測をする方法で、3年間調査を継続しています。また、白煙発生は、毎朝8時に、白煙発生写真を撮影して記録し、白煙の発生による回避行動は、定点観測の時に観察を行いました。回避行動は見られませんでした。それぞれの年のまとめた結果を専門家に逐次相談し、調査方法及び調査結果を評価し、専門家から妥当な調査方法と、環境保全処置措置が有効であることを、助言いただきました。結果については県に報告するとともに、事業者のホームページに公開しました。また、関連施設（鉄塔）事業者への情報提供の実施状況につきまして、整理して県に提出し、事業者ホームページにも公開しています。

次に、「植物、生態系について」は、北側の植栽について変更届がない樹種を選定していることを、県から意見としていただき、あと、法面の緑化や植生の保全の方法について、専門家に相談することという知事意見をいただいたところの、履行状況です。敷地北側の植栽の選定の考え方、影響についての説明資料を県に提出し、ホームページに掲載して公開しました。敷地西側の植栽を、植栽の専門家に相談し、プラントの見える部分にアカマツ2本、ミズナラ1本を植栽しました。法面緑化に

については、園芸の専門家に相談し、テイカカズラにナツツタ、キヅタを追加して、灌水設備を設置して、生育状況を見ながら下垂させることとしました。敷地境界北側の防音ネットにナツツタを這わせるために、ナツツタ3、テイカカズラ1、スイカヅラ1を植えて、あと、ツタ類は金属を嫌うために、登坂しやすいようにフェンスと防音壁の間にナツツタ附着版を試験的に設置しました。今後、評価書及び変更届時の緑地の基本方針に則り、園芸の専門家に相談しながら、植生の管理を徹底していきます。

次に、「景観について」は、建屋、防音壁で隠れていない機械類について、視界を誘導するため、安全措置、保全措置を検討するようという事で、県から受けた意見の履行状況です。追加設備の検討を行った結果、安全性の確保、構造計算上の耐久性問題等により、設備の追加や色調変更等はできませんでした。しかし、最終的に追加保全措置として、発電所西側に、高木の植栽を、植栽の専門家に相談して、周辺の産地の樹種であるアカマツ2本、ナラ1本を植え、プラントが比較的目に入りやすい親水公園からの見え方を改善しました。これらについては県への報告と、ホームページでも公開をしています。

次に、「事業計画について」は、生木屑チップの放射性物質のモニタリングについて知事意見をいただき、その履行状況です。生木屑チップの放射性物質のモニタリングを環境調査計画どおり、受入時のトラックごとに測定し、平均空間線量が $0.046 \mu\text{Sv/h}$ であり、高い空間線量は検出されませんでした。これは山梨県の衛生環境研究所で定点測定している放射線量、 0.028 から $0.067 \mu\text{Sv/h}$ の範囲内に入っています。生木屑チップと焼却灰は、月1回、放射性物質を測定し、生木屑チップが 4 から 12Bq/kg という低い値で、焼却灰の方の放射性廃棄物の基準、 $1,000 \text{Bq/kg}$ よりはるかに低い 66 から 101Bq/kg の放射性物質を検出しました。以上のことから、地域への影響はないと考えられる値です。管理や測定の方法に関しては、関係市と協議し、定期的に関係市に測定結果を提供して、地域住民や関係市への情報提供をしています。

次に、環境保全措置の実施状況と効果です。「大気汚染」につきましては、生木屑チップの燃焼より発生する排ガスを、尿素水の噴霧や消石灰の噴霧、バグフィルターによって粉塵を除去して管理しています。再検討の結果ですが、周辺地域の四季の大気汚染物質の測定を行い、あと、最寄民家、集落中心、集落遠方で逆転層が発生するときの短期高濃度測定した結果、環境基準内であり、予測値より低い値であったこと確認し

たことから、環境保全措置の見直しは必要ないと考えます。

「悪臭」につきましては、チップの入れ方ですが、保管期間を設定しまして、サイロ内の先入れ先出し方法で、サイロの点検等を行い、悪臭の定期的なモニタリングを実施し、発生を抑制しています。再検討の結果ですが、定期モニタリングの結果から、悪臭の臭気指数が10未満でありまして、B区域の臭気規制が15以下であることから環境保全措置の見直しは必要ないと考えます。

「騒音」につきましては、これも敷地境界に防音壁を設置して発生音の低減を図っています。あと、夜間の定常運転以外の作業を行わないことで騒音を低減しています。再検討の結果、騒音の結果は、敷地境界では基準以内でしたが、最寄民家、遠方民家で、夜間の騒音が基準を超過していました。原因調査として、発電所の停止する2019年11月6日から11日にかけて、暗騒音を測定しました。その結果、周辺の道路、鉄道騒音、高速道路の騒音のレベルの方が基準より高く、発電所の影響が小さいことが確認されましたので、環境保全の見直しの必要はないと考えます。

次に、「空気振動」です。蒸気復水器からの低周波騒音を抑えるために点検・管理を徹底し、空気振動増大の、拡散の低減を図りました。再検討の結果ですが、空気振動の測定結果は、敷地境界の最寄民間、集落中心、集落遠方で、目標値以下の値を示しておりました。ただし最寄民家の昼、集落中心付近の朝・昼・夜、集落遠方の朝・昼・夕・夜では、予測値を超過していました。原因調査のため、発生設備の止まる2019年11月16日から17日に暗空気振動を測定して評価した結果、暗空気振動が、周辺道路、鉄道、高速道路のレベルの方が高いことが確認され、発電所の影響が少ないことが確認されました。環境保全措置の見直しの必要はないと考えます。

「振動」です。振動は、チップのトラックについて適正な運転により低減を図っています。再検討の結果、最寄民家、集落中心は予測値内の結果でした。なお、集落遠方は、中央自動車道付近の地点で測定し、予測値を超過していたために、原因調査として、追加調査を、発電所の設備の止まる11月16日から17日に暗振動を測定しました。評価したところ、暗振動の方がレベルが高く、発電所の影響は小さいことが確認されたことから、環境保全措置の見直しの必要はないと考えます。

「水質汚濁」です。これは、発電に利用する水を井戸水のみに変更し、排水の位置をA沢の下流部に変更し、排水の影響を減らすため、排水の処理は、中和、凝集沈殿、チラー（温度調節装置）での水温の管理、水

槽での浄化処理、放流調整槽による放流の管理、A沢下流地点での水温モニタリングを実施し、負荷の低減を図っています。再検討の結果、近隣A沢上流からの取水をやめまして、下流に排水を放流することに変更したことによる影響について調査をするために、A沢下流への温度の追加調査を1年間、通期で実施しています。調査の結果、A沢下流の水温影響が少ないことが確認され、水生生物に対する調査結果も、専門家に相談し、影響が軽微であることが評価されています。以上のことから、発電所排水の影響は軽微であると判断し、環境保全措置の見直しの必要はないと考えます。

「雨水排水」については、発電所内に降った雨のグリーストラップ（油水分離槽）を設け、東側と西側の側溝から放流されています。保全措置の再検討ですが、雨水排水が中性で、有機物が少なく、油を含んでいない雨水が放流されていることを確認しました。以上により、環境保全措置の見直しは必要ないと考えます。

「水象」については、使用する水を井戸水に変更し、地下水の影響について、地下水位を2年間モニタリングし、地盤沈下の影響も2年間モニタリングして、排水については、放流調整槽で流量調整して排水量の削減を図り、影響の低減を図っています。再検討の結果、井戸水の水位の変動は年間を通じて安定しており、取水量とも関連性がないことが認められたことから、環境への影響は軽微であり、環境保全措置の見直しは必要ないと考えます。

「地盤沈下」です。これは先ほどお話した、井戸水の、発電所での取水による、地盤地下を回避、防ぐために、地盤沈下と水位について2年間モニタリングを継続しました。再検討の結果ですが、モニタリングの結果、井戸水の変動は年間を通じて安定しており、取水量との関連性も見られず、あと、地盤沈下の変動は、測定器の誤差の範囲にあり、取水量との関連性も見られないことから、環境への影響は軽微であり、環境保全措置の見直しの必要はないと考えます。

次に、「陸上植物」です。これは、生育場所は発電所の影響を受けない場所にあります。保全状況は、保存すべき植物の生育場所は、発電所の影響を受けない場所にあり、施設の稼働に後も生育を確認していることから、環境保全措置の見直しの必要はないと考えます。

次に、「陸上動物」です。緑地緩衝帯の維持、ロードキルの防止、昆虫類の誘因効果が低い夜間照明を設置し、対応しています。クマタカについては、水蒸気の白色化状況を監視して、発電後の繁殖成功事例を3年間確認しています。再検討の結果ですが、保全措置等は、発電所施設

の供用後も生息が確認されていることから、生息環境は保全されており、環境保全措置の見直しは必要ないと考えます。

次に「水生生物」です。近隣するA沢において、適切な排水の維持と管理を実施し、沢への水生生物の影響を低減しています。再検討の結果ですが、水生生物の環境影響評価の保全対象種があり、工事中及び施設の存在・供用、事後調査時で確認されませんでした。事後調査では、新たな保全対象種が確認されました。いずれの水生生物も、事業所周辺での確認であり、発電所による水域への影響がないと判断することから、環境保全措置の見直しは必要ないと考えます。近隣する、A沢下流に生息する水生生物については、保全すべき水生生物の対象ではありませんが、取水変更及び、排水放流位置の変更をしたことによる影響について、供用の事後調査において、排水の流入する影響を受けると考えられるA沢下流の底生生物に、大きな変化はありませんでした。排水の影響が軽微であるとの意見を水生生物の専門家から得たことから、環境保全措置の見直しは必要ないと考えます。

次に、「生態系」です。草地環境の創出とロードキルの防止、あと昆虫類の誘因効果が低い夜間照明の設置をしています。再検討の結果ですが、環境影響評価書の保全対象種は、発電所の稼働後も生息が確認されていることから、事業により生息環境の一部が縮小したものの、環境保全対策により、生息環境が維持されており、生態系の構成種への影響が回避、低減されていると考えます。ただし、草地環境のススキ群落、ツルヨシ群落については、環境保全措置として実施した発電所敷地内の植栽緑化によりまして、カヤネズミ等への影響は低減され、生息環境としての機能の回復が見込まれますが、植栽緑化の効果が確認されるまでには、数年を要すること、あと、笹子川沿いの草地は、河川整備の関係で、環境が広範に変化していることから、植栽緑化につきましては今後もモニタリングが必要と考えています。以上により、草地環境を除く生態系に関する保全措置の見直しは必要ないと考えます。草地環境については、供用10年後を目安に調査を実施し、評価をして、環境保全措置の必要性を検討します。

次に「猛禽類」は、水蒸気の白色化現象を監視し、発電所供用後にオオタカについて、繁殖成功事例を毎年、3年間、確認しております。保全すべき猛禽類の7種を、事後調査で確認しました。発電所の稼働による生息環境への影響は軽微なものと考えます。ノスリは、工事前、平成24年から27年に繁殖行動が毎年確認されましたが、工事が始まった平成28年は、原因不明であります。繁殖行動が確認されていません。

平成28年以降に確認された個体は、越冬目的や移動途中だったと推測され、事業区域での警戒等の異常行動は確認されていません。その他の猛禽類については、調査を開始した平成24年度から令和2年度調査におきまして、発電所付近での繁殖が確認されませんでした。また、発電所設備に対して、警戒等の異常行動は確認されないことから、発電所の存在・稼働による生息環境への影響は軽微であると考えます。以上のことから、生息環境が保全されていると判断し、環境保全措置の見直しは必要ないと考えます。

「景観・風景」の実施状況は、事業場外周の植栽を適正に管理し、水蒸気の白色化状況を監視しています。再検討の結果、発電所の供用後の景観は、周辺の景観・修景に配慮した建物配置、事業所南側への緑地緩衝帯の接地、発電所北側への植栽、建物への景観色の採用等によりまして、周辺の景観と調和が図られており、景観・風景への影響は低減されていると考えます。また、水蒸気の白色化の発生は、12月から2月の冬場であり、漂う方向は西から西南西の頻度が高く、施設背後の山側への景観・風景への影響は小さいと考えます。以上より、景観・風景の保全はされていると判断でき、環境保全の見直しが必要ないと考えます。

「廃棄物・発生土」は、生木屑チップの放射性物質について、事後調査を毎月実施し、あと、焼却灰の事後調査の重金属類の溶出試験では、基準を規制基準以下の低い方ですが、六価クロムと鉛が定量下限値を超えて検出されました。ダイオキシンについては規制基準以下の値で推移しています。焼却灰の放射性物質については、事後調査で毎月実施した結果から、農林水産省の暫定基準より低い値で推移しています。再検討の結果ですが、焼却灰の重金属類の溶出試験で、六価クロム、鉛が定量化下限値を超えたことから、発電所敷地内土壌、周辺土壌、地域の土壌について追加調査を実施し、汚染状況を確認しました。調査の結果、土壌汚染は確認されず、事業所敷地内の土壌及び周辺地域土壌への影響はないと判断しました。以上により、環境保全の必要がないと考えます。

次に「焼却灰による土壌汚染」は、燃料は生木屑チップの受け入れ基準以内のものを焼却させ、水蒸気を発生させて発電する方法です。使用する水には、循環方式で使う水を削減し、あと、空冷式水蒸気復水器の採用により、水使用量をさらに削減し、各環境への影響を低減しています。生木屑チップの燃焼により発生する焼却灰の継続的モニタリング、土壌のモニタリングを実施し、環境への影響を低減しています。再検討の結果ですが、敷地西側の土壌、あと、周辺土壌の土壌調査結果は、土壌汚染対策法の規制基準値以内であり、ダイオキシンについても、土壌

に係る環境基準以下の低い値でした。以上のことから、土壌汚染はないと判断し、環境保全措置の見直しも必要ないと考えます。

最後に「温室効果ガス」の実施状況です。発電所の稼働による温室効果ガスの二酸化炭素は、生木屑チップ燃料の受入基準の設定、及び燃焼温度の適正管理、温暖化対策、意識の啓発活動、生木屑チップの燃料の輸送における適切な管理を実施しています。発電所の稼働により、温室効果ガスは、生木屑チップの受け入れ基準の設定、温度の適正管理、温暖化対策、意識の啓発活動、生木屑チップの燃料の輸送における適切な管理体制を実施することによりまして、予測値より低い排出量で推移していることから、環境保全措置の見直しも必要ないと考えます。

次に、完了報告書に対する県民等の意見が提出されましたので、意見概要及び意見に対する事業者の見解をここで説明させていただきます。

1件ですが意見として、報告書の騒音測定において、原地区内民家ナンバー6、最寄民家ですが、の騒音レベルは、環境基準を超えている。原因は、発電所ではなく、国道、20号、中央道、JR中央線の影響と結論づけているが、一番影響するのはチップ加工業者の施設内の建設機械、エンジン音、機械音他と、チップ製造機の騒音が主なもので、国道20号、中央道、JR中央線の騒音を遥かに超えている。騒音の一番大きい原因は、国道20号、中央道、中央線の影響ではなく、チップ加工業者の施設内の騒音でありますという意見をいただきました。それに対して事業者の見解ですが、騒音の事後調査は、第1回目が平成30年12月1日から22日、また、最寄民家、遠方民家、集落遠方民間の夜間の騒音が超過していることから、令和元年11月16日から17日に調査を行いました。追加調査の結果、最寄民家の総合は、第1回目の騒音の結果、昼60dB、夜55dBと変わりませんでした。そこで、発電所の影響を評価するために、発電所の全施設及びチップ加工工場が止まった昼の時間帯である、12時から13時の騒音と、その前後の時間帯と比較したところ、ほぼ変わらない結果、最寄民家で、11時台が62dB、13時台が61dB、12時台が63dB、集落遠方民家で11時台が60dB、13時台が61dB、12時台が60dBになりました。以上のことから、発電所の影響は軽微で、ほとんどないと考えられるため、国道20号、中央道、JR中央線等の他の発生原因由来と推定しました。事後調査の騒音測定において、8時から17時に稼働してるチップ加工工場の騒音も含めた最寄民家の、6時から22時の測定結果は環境基準以内の値となりました。騒音につきましては、今まで、周辺住民とともにチップ加工工場の加工業者と話し合って参りました。今後

も周辺住民の方々からご意見をいただき、チップ加工業者と話し合いを継続して対処いたします、という見解です。

それとあわせて、要望事項も寄せられております。要望事項としまして、原地区内民家の方々から、騒音の苦情が出ている。チップ加工業者の施設も、大月バイオマス発電株式会社への原料を供給しているので、貴社の発電事業の一つとみなされる。ぜひ、貴社の施設内だけではなく、関連する原材料を供給しているチップ加工業者の施設の適切な正確な騒音測定及び騒音対策を、大手企業として一緒に責任を持って行っていただきたい、という要望です。事業者の見解として、チップ加工工場は当社とは別事業者であり、同社の施設を当社の施設とみなすことはできませんが、当社事業の取引先であることを鑑み、現在まで、周辺住民及びチップ加工業者を交えて、騒音について話し合いの場を設けるとともに、対策を行って参りました。チップ加工業者が、これまで実施してきた騒音対策、建屋西側の製品チェック保管場所の開口部にシート幕の設置、切削機の方法投入の開口部にゴム板取り付け、重機による作業時の丁寧な操作の継続はもとより、周辺の生活環境に配慮し、引き続き丁寧に対応するよう、要請を継続して参りますという、事業者の見解です。

それともう一つ、審議会の先生から、現地視察に代わる資料に対する意見をいただきました。1番目の意見が、川の東側の付帯設備を含めてアセスメントを行う必要があるのではないかという意見をいただきました。事業者の見解としては、本アセスメントは方法書の手続きから、大月バイオマス発電所の建設に係るものを対象にして、付帯設備を含めず進めてきました。付帯設備につきましては、別法人として設立され、事業が行われていることから、本アセスメントの対象外と考えております。

2番目に、施設西側の植栽では遮への効果はほとんどないのでは、ということと、根本的な植栽の見直しが必要だと思うので、今のままの植栽で目隠しができるかの再検討をして欲しい。また植栽が生長するまで、ネットフェンス等で遮へいする方法などを検討してはいかがか、という意見をいただきました。事業者の見解として、施設西側の植栽については、できる限りの植栽の検討を行い、実施しました。いただいたご意見を植栽の専門家と相談しながら、遮へいの方法を検討しますという、見解です。

(坂本会長)

ただいま、公開版資料の説明、知事意見の履行状況、環境保全措置の

見直し、それから住民の方等からの意見に対する対応についてのご説明をいただきました。これから質疑応答を行うわけですが、まず会場の委員からお聞きしたあと、Web参加の委員に意見をお聞きしたいと思います。Web参加の方はミュートのまましばらくお待ちください。それでは、会場の石井委員、意見・質問をお願いします。

(石井委員)

主に景観についてお聞きします。最初に、今のご説明の中で、または資料に、「事業者のホームページに公開しました」と書いてあり、調べたいことがあって事業者のホームページを見たのですが、事業者ホームページには県ホームページへのリンクが載っているだけですか。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

県のホームページのリンクの上に、結果というリンクがありまして、そこに載っているのですが、わかりづらいかもしれません。

(石井委員)

一般の方だとほとんどわからないと思うので、表現の仕方、またはホームページの改善をされた方がいいのではないかと思います。

具体的な方の話については、完了報告書の最後の方で植栽が貧弱ではないかというような話の関連の中の真ん中であつたのですが、実際に完成した建物と予想図のボリュームがかなり違うように見えます。これは具体的な数字でいうと、例えば主要な眺望点から、見えの面積でどれくらい違いますか。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

詳細は把握しておりません。

(石井委員)

ボリュームがかなり違って見えているので、そうすると、いろいろな対策に関して、本来だと検討し直さなければいけなかったのではないかと思います。単に木を少し増やせば間に合います、という感じではないです。だからそこについて、これからどうやって対策するかというのはあるのですが、建屋、施設含めたボリュームがどれくらい大きくなっているのかとか、それから、主要なところから見たところで何%くらい大きくなっているのかということを具体的に示していただいて、それ

に対して、これまでに立てていた対策が、これぐらいで予想図ではそれで十分だったけれど、今度のやつ（実際の施設）ではそれだと不足するのでこういうふうに新たに考えた、というふうにストーリーを作っていないと、作ったもの勝ちみたいになってしまうので、そこはもう少し丁寧にやったほうがいいと思います。

それから最後の方で騒音の話がありました。あれは多分、心理の問題で、具体的にその工場が見えている、発電所が見えているということが、心理的に随分影響しているのではないかと、話を聞いていて思いました。見えないところの音よりは見えているもの、しかも見えているものが、騒音の被害があるとされている方からすると好ましくないという感じをお持ちだとすると、その影響で、聞いていて、実際よりも強く感じるということはあるので、そういうところも、単に実際に調べたら音はこっちの方が大きいです、といった説明だと絶対納得してもらえないと思うので、そのあたりも丁寧に何か考える必要があると思います。

（坂本会長）

ここで私から、お願いというか話があるのですが、この案件については、方法書などの審議をした過程で、アセスの対象ではないのだけれど、チップとかを置いておく場所とか、鉄塔とか、アセスの対象ではないところについても意見が出て、そちらの方が大事ではないかといった話になっています。ですので、この完了報告書についても、知事意見には載せられるかどうかわかりませんが、付帯施設等についての意見も出てきますので、御了解いただきたいと思います。そして、それについてお願いするかもしれないので、御了解いただきたいと思います。

それでは、Web参加の方の意見をあいうえお順で聞いていきたいと思います。まず、伊東委員お願いします。

（伊東委員）

2点、教えていただきたいと思います。まず騒音に関して、稼働停止している時に計測しているのが土曜日になっています。稼働は平日だと思いますので、土曜日・日曜日だと、やはり道路の交通量がかなり多くて、騒音の値がかなり大きく出てくる可能性も高いのではないかと思います。平日の稼働している時の騒音値と比べて比較をされていますけれども、平日の稼働していない時の騒音値と比較しないと、本当にその影響が出ているかどうか分からないのではないかと思います。1点目になります。一つずつにしますか、まとめて話しますか。

(坂本会長)

何点ありますか。

(伊東委員)

もう1点です。

(坂本会長)

では、1点ずつお願いします。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

平日の稼働していないときの騒音を測った方がいいという御意見いただきました。ちょうど11月16日は、1週間ほど施設を止めた時期です。たまたま土曜日に当たったのですけれど、平日もほぼ変わらない音で推移していると考えておりますので、土曜日だから音が少ないとか多いとか、そういうことは考えておりません。

(伊東委員)

平日の稼働していないときの騒音を測った値の調査結果もあるのですか。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

稼働している状況の音は、連続する16日の朝から17日の夜まで測っています。

(伊東委員)

稼働していないときの音ですか。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

はい、そうです。

(伊東委員)

それであれば、その平日の騒音の値を示していただいて、影響がないと示していただいた方がいいと思います。我々のような交通の分野からすると、土日は、特に高速道路の近くで測ると、やはり大きくなるのではないかと感じてしまいますので、平日のデータがあるのであれば平日

のデータとの比較でまとめられた方がいいと個人的には思います。

あともう一つは、温室効果ガスの計算が気になっていまして、完了報告書の4-18-2ページに、実際の活動実績という表4-18-3がありますが、表4-18-3の左側が事業計画に基づく活動量で、右側が活動実績になっています。計画と実際の活動実績を見ると、生木屑のチップの使用量は減っていて、重油の使用量が1.5~1.6倍ぐらい増えています。軽油の使用量も若干ですが増えている状態です。そうすると、当初の事業計画との比較でいくとCO₂排出量は増えますよね。その後の4-18-4ページを見ると、同規模の発電事業との比較で、温室効果ガスの排出量は少ないと書かれているのですが、当初の事業計画と比べると増えているということになると思いますが、そのあたりの記述は、特にないということですか。

(事業者 (株)山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

いろいろ事情がありまして、稼働し始めて1年間の生木屑チップの発電量で計算しました。実際、いろいろトラブルがありまして、1回停止したり、また発電を開始したりということで、重油の使用量、軽油の使用量は、発電の木を燃やす初期の段階で使います。それが、増えた原因です。当初の計画と少しずれているのは確かにその通りです。ただし同じ発電規模の発電所と比較して二酸化炭素発生量が少なくなったと私の方で考えてまとめまして、当初の計画と少し燃え方が違っていたということは、御指摘の通りです。

(伊東委員)

同規模の発電事業というのは、同じような木質バイオマス発電所を想定してということですか。それとも通常の火力発電所とかですか。

(事業者 (株)山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

通常の火力発電所を想定してということですか。

(伊東委員)

事業報告書なので、当初の環境の予測値とどう変わったのか、今回、増えているのであれば、それをどういうふうに改善して、CO₂をなるべく出さないようにしていくのかということを示すのが、この事後報告書の本来の目的だと思いますので、そういったトラブルがあるのであれば、そういったものをどのようにして改善して、CO₂をなるべく出さ

ないようにしていくのかということに記載された方がいいと思いました。

あと、この生木屑チップに係数を掛けていますけれども、これはカーボンニュートラルで、本来は入れなくてもいい値になりますよね。実際にはその他のもの、重油類とかは、もちろん入れますけれど。だから、その辺の計算の仕方が、私もライフサイクルアセスメントとかをやっているもので、少し気になりました。

(坂本会長)

ありがとうございました。今の2点の質問については、次回、資料を出せますか。では、お願いします。

次は工藤委員、お願いします。

(工藤委員)

本日、説明いただいた資料については、全般的に意見の履行状況の御説明が定性的な記述にとどまっています、影響が軽微であるとか、そういった結論になっているのですけれども、どういう定量的な数値をもってそれを確認したかということが書かれていないので、実際どの程度影響が軽微なのかがわかりません。そこを明記していただきたいと思います。

また、いろいろな疑問が湧いてきます。冒頭だと、「補正評価書の環境測定計画を見直し」とあるのですけれども、どこをどう見直したかがわかりません。そうすると、情報としてかなり不十分な報告になってしまいます。ですから、そういうところも含めて、具体的かつ定量的な数値をもってこう判断した、というように、もう一度書き直していただければと思います。

あと、大気についてですが、存在・供用時の資料等がホームページにアップされていますが、完了報告書には記載されていないと思います。存在・供用時のホームページの方の文書には、2019年8月にPM、粒子状物質が、微細粒子状物質も含め、△と×、つまり、「基準値内かつ予測値外(△)」と「基準値外かつ予測値外(×)」のデータが出ています。そういったこともきちんと完了報告書の方に載せていただきたい。私が見過ごしていたのであればおっしゃってください。こういったケースは、他にももしかしたらあるかもしれませんので、確認をしていただきたいと思います。

それから、接地逆転はどのように判断しているか、お聞きしたいと思います。

(坂本会長)

それでは、3点について、事業者の方、回答をお願いします。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

最初の、具体的な数値を示して説明して欲しい、ということについては、まとめてありますので、次回、お示ししたいと思います。

それと、ホームページの存在・供用の記述と、完了報告書の記載内容に違いがあるのではないかという御指摘だったと思うのですが・・・。

(工藤委員)

違いではなく、8月の調査結果が完了報告書に示されていないのではないかということです。ホームページの方には4回の調査結果が示されているのですが、完了報告書で言及されているのは11月のみです。ところが、浮遊粒子状物質、微小浮遊粒子状物質については、「基準値内かつ予測値外(△)」が、8月の調査結果に出ています。そのことを申し上げます。そういったことについては、きちんとこれを記載して欲しいということです。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

これは、長期大気汚染(報告書4-1-6ページ)の方でしょうか、短期(報告書4-1-13ページ)の方でしょうか。

(工藤委員)

パワーポイント(事業者ホームページ掲載資料「環境影響評価事後調査(存在・供用時)環境調査結果」)の16ページです。短期でも長期でもいずれにしても調べたものは全部示して欲しいということです。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

内容が把握できていませんが、大気汚染のところですね。大気汚染で、今、言われているのは、無風状態で逆転層発生時の結果ということですか。

(工藤委員)

2019年に4回調査なさっていますよね。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)
しています。

(工藤委員)

2月、5月、8月、11月と。その調査結果が表になってホームページ上の資料には示されているのですが、今回の報告書には、そのことの御報告がなかったので、全部示して欲しいということです。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

それは可能ですので、次回、パワーポイントでお示しをさせていただきたいと思います。

(坂本会長)

お願いします。3点目の質問は何でしたか。

(工藤委員)

質問は、これは報告書には示されないのかということでした。

それから、付帯設備については、やはり影響は随分大きいではないかと思われまます。あの設備で乾燥の作業もなさっているのでしょうか。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

今現在の状況でよろしいですか。今現在では、乾燥工程は行っておりません。事業者からも話を聞いているのですが、やろうと思ったが、手間がかかるのと、やりきれなかったため、生木屑のまま混ぜ合わせて燃やしていると聞いています。

(工藤委員)

あそこで何かを燃やしているのですか。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

いえ、燃やしてはいません。付帯設備の工場の方では、木屑を混合しているだけです。乾燥工程は使っておりません。

(工藤委員)

そうですか。住民の御意見にもありましたように、環境が、事業者を分けて影響受けるわけではないので、そちらの事業者の方と一体になっ

て環境を保全する努力をしていただく必要があります。ですので、別の会社だからということではなくて、この地域全体の環境が守る、そういう観点に立って調査をし、対策を打っていただきたいと思います。

(坂本会長)

ありがとうございました。

それでは佐藤委員、公開部分について何かありましようか。

(佐藤委員)

猛禽類については、このあとの非公開審議の際にまとめてさせていただきます。

1点だけ、先ほど石井委員から景観の話が出ましたが、私も景観のことが気になっていて、それは猛禽類からはどういうふうに見えるかという点を考えて、以前に意見を申し上げたことがあるのですが、この完了報告書の4-15-28ページに写真が載っており、「原地区沿道 地点4」という写真ですけれども、これは秋の写真です。これを見ますと、下の写真は現在で、上が予想図なのでしょうが、下の写真の左隅に中央線の線路が写っておりまして、実際に中央線に乗るとこのように見えます。これ(予想図)は背景の鉄塔の位置からして(現在の写真と)ほぼ同じ画角で作られていて、先ほど石井委員から指摘があったように、これほど違っていいのかというところです。特に写真の右側、いわゆるA沢に隣接する部分に異様な形の施設が現在はあって、私は専門家ではないのでこれが何なのかはわかりませんが、これを隠す位置の植栽を、以前、現地調査をしたときに見せていただいて、あまりに貧弱な植栽で、この施設を10年や20年では隠し切れないのではないですか、という話をして、植物の樹木の種類を変えた方がいいのではないかという意見は申し上げたことがあります。結果、この完了報告書が出てきて、三本の木を植えましたと、呆気にとられるような回答で、それで隠せると本当に思っているのですかということでした。

これは人間から見える景観だけではなくて、周辺に生息する猛禽類等から見た場合も、ここは異様な感じを受けるし、景観的に環境が大きく変化した部分だろうと思いますので、20年先には樹高が30mになりますとかではなくて、早急に隠せる工夫をした方がどうか、する責任があるのではないかと思います。

それと、1点だけ、1番西端にある施設は何なのか、参考にお聞きしたいと思います。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

西側にある施設は、バグフィルターの装置と、あと、燃料を保管する装置の一部です。

(佐藤委員)

これは、計画段階で、ここにこれだけ大きなものが建てられるということが予想できなかったため、予想図には載っていないのでしょうか。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

私も計画段階に携わっていなかったため、その辺が詳細ではないのですが、変更になっている部分もあるかもしれません。明確に答えられません。

(佐藤委員)

私は景観の専門家ではありませんが、一般的に考えて、こんな違いはあってはいけないのではないかと思います。それは、事業者側としてはいかがお考えでしょうか。

(坂本会長)

回答をお願いします。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

ここは事業主と話をしないと返答ができません。

(坂本会長)

では、次回ということにします。

岩田委員、お願いします。

(岩田委員)

いくつかあります。まず報告書4-6の水質汚濁の点につきまして、知事意見に従って排水等の位置を鑑みた水温と水生生物への調査をされているということで理解しました。4-6-3ページや4-6-4ページあたりに、その水質データの解釈が書かれてありますが、環境基準と、あと、予測値を超過しているかどうかという点で水質の変化を評価されていますが、この予測値が何なのかわからなくて、その計算方法と

いいですか、この予測値についてお伺いしたいと思います。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

この予測値は、方法書から準備書の段階、事前の測定をしている段階で、現況のA沢の水質調査を行い、事業が行われて負荷がかかる時の予測データを入れた値が予測値になります。

(岩田委員)

承知しました。工事を行う前段階での、現況のデータですとか排水のデータを元に計算したということだと思います。そうしますと、これが環境に対して影響をおよぼしているかどうかを判定する際には、環境基準や予測値ではなくて、工事を行う前の、本来の川の状況、あるいは今回の場合は上流と下流という比較対象地を設けていますので、そちらとの変化に注目して評価を行うべきで、予測値に当てはまっているので問題ないとか、そういうような判断は難しい、本質的にはできないと思いますので、記述の方を再考していただけますようお願いいたします。

あわせて、水生生物への影響が水質汚濁のところに書かれていて、それがこのページに記載されるべきなのかどうか私も判断に悩むところですが、ここに含めてもよいということで、質問をさせていただきます。水生生物への影響が専門家等の意見でも見られなかったということの大きな根拠となっているのが、種数の変化と、それからいくつかの冷水性の種がいる、ということで判断されているのですが、まず、種数の変化ではなくて、本来の生態系からどのように群衆が変化したのか、種数もそうですし、個体数や現存量、種組成、そういった中身がどのように変化したのかといった点で議論すべきであって、種数が増えても問題がある場合もありますし、種数が変わらなくても中身が入れ替わっていることもありますから、この種数の議論というのは非常に乱暴だと感じます。専門家の意見としては、その中のいくつかをピックアップして、冷水性の種が見られているから温度の影響はないということなのですが、温度以外にも、排水等に含まれる汚染物質等の影響も考えられますので、冷水性の種がいるから問題ないということではなくて、動物群集がどのように変化しているのかという、群集の中身をよく精査した上で影響を評価すべきだと思います。特に工事前のデータが今回はないということですが、工事前も下流についてはいくつかデータがあるということなので、上流と下流の比較、そういった点で、群集の中身についてより踏み込んで、変化が大きくないのか、あるいは変化が起きているのかとい

うような判定をしていただきたいと思います。

あわせまして、同じような内容になってしまうのですが、報告書4-12に水生生物の項目がありまして、こちらも底生動物については水質汚濁と内容が重複している部分が多くなっていると思います。どれも種数の議論になっていまして、種数が変化していないから問題ないとか、増えているから問題ないとか、そういう議論になっているのですが、そうではなくて中身の問題であると考えますので、例えば4-12-9ページとか4-12-10ページにリストが載っていますが、供用後、どの調査地で、どの場所で何が確認されたかが、この表からは確認ができないようになっていまして、環境アセスメントができないような表ではないかと思っておりますので、群集の中身がどのように変化したのかがわかるような目録の工夫をお願いできればと思います。

その上で気になるのが、カワモズク、紅藻類です。これらは全国的に減少している、希少性の高い藻類群集で、これが工事後に確認されなくなっており、これについてはあまり深く言及されないまま、特に問題ないという解釈をされているのですが、紅藻類、特にカワモズクが工事開始以降見られなくなったことに対する解釈などをお聞かせいただければと思います。

(会長)

お願いいたします。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

カワモズクについては、川の形状とかいろいろな影響がありまして、事後調査の間、確認できなかったものと考えています。報告書には記載がありませんが、去年の、水生生物の調査ではないのですが、水質調査に行った時に、カワモズクを確認しています。その確認できるかどうかというのはタイミングもあるので、その時の状況だとか、川の形状だとか、そういったものも影響しているのではないかと、私どもは考えています。

(岩田委員)

もし、そのような調査方法の問題とか、局所的な分布の問題があるのでしたら、そういった観点も踏まえ、評価書の方にその判定結果に至った理由を含めて書いていただければと思います。

(坂本会長)

専門家の意見を聞いているということですが、どういう資料を見せて、どなたに意見を聞いたかを書くことはできますか。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

確認してみます。資料は示せますので、どなたに聞いたかということも確認し、表記できるようだったら表記します。

(坂本会長)

表記できないのなら、当審議会の専門家にってもらうことになるので、同じような資料を出してください。種数だけではなくて、という話だと思います。

高木委員、いかがでしょうか。

(高木委員)

騒音について、先ほど伊東委員から出ていた意見とほぼ似ているものになりますが、この場合には、騒音の値が、高速道路とかいろいろなものの影響があるにせよ、かなりぎりぎりのところにあります。事業者の見解のところで、この日にこうやって測ったら、機械が止まっている状態でも騒音に影響がない、あるいはほとんど影響がなく、高速道路などの影響による騒音が大きいので、この木質バイオマスの方はあまり関係ない、ということですが、騒音は時々刻々と変動するので、ある時間、ある瞬間だけの値だとかようになっていても、例えば5分後、10分後には違ってくることも十分あり得ますので、データの出し方として、例えば令和元年11月16日から17日でどういう調査をして、その結果を一通り見せていただいて、その結果として問題ないという説明を記載していただけると、こちらも納得できるのではないかと思います。

それからチップ加工業者の問題も出てきているので、例えばチップの加工業者の機械が動いている時と動いていないときの比較も見せていただけると、我々としても、チップの方は問題あるとかなないとかがわかるので、チップの会社はこのアセスと関係ないというだけではなくて、そういったデータを多分お持ちだと思っているので、それらを一通り見せていただきたいと思います。

(坂本会長)

次回までに資料用意できるものがありますか。お願いします。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

チップ加工業者の騒音については、測っていない状況です。最初の質問の、時々刻々と変化する騒音については、16日から17日のデータについては一連のデータをお示しすることができます。それを御提示させていただきたいと思います。

チップ加工業者から大きな音が出ていたことは確かにあります。ただし、測定をした2018年当時は、まだチップ加工施設が立ち上がったばかりで、大きく稼働していなかった状況であり、大きな影響はありませんでしたが、それが年数を追うごとに、段々数値が上がってきているのではないかというのが予測です。現況のデータは持っておりませんので、今、住民の方から苦情が出て、その数値自体は、私どもの方で把握はしておりません。

(坂本会長)

住民から苦情が出ていて、自分の施設ではないが調べようという話にはなっているのでしょうか。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

まだ、測定しようという話にはなっていません。

(坂本会長)

この審議会だけでなく、住民からも話が出ているということですので、そちらも調べることを強く勧めます。

次は箕浦先生、何かありますか。

(箕浦委員)

先ほどの高木委員の御意見でほぼ尽きていますが、あえて重ねて質問しますと、今回の調査結果を拝見した時に、調査時点でどのような稼働状況なのかということがわからず、1日の値というものをどう判断していいかがわからないということを感じました。ですので、高木先生がおっしゃったデータの全体像とともに、その測定時にどのような状況だったかということについての御説明をいただきたいと思います。

特に先ほどチップの話があり、これはそういうことのなかった時(チップ工場が本格稼働していない時)を選んで測定しているというような、意図的なものかどうかわからないまでも、どういう状況があったのかと

いうことを御説明いただく必要があると思いましたので、次回、データを提示されるときに、状況についても御説明いただけるとありがたいと思います。

(坂本会長)

ありがとうございました。私の感想ですが、環境影響評価というのは、結果の数値よりも、どういう調べ方をしたかとか、どういう仮定を置いたかという方が重要だと思いますので、一般論として、そういったことをできる限り書くようにして欲しいと思います。具体的な質問があったことについては、次回、できることは回答をお願いします。

ここから、希少動植物の話に移ります。傍聴人がおりませんので、このまま審議を進めたいと思います。では、非公開部分について、事業者から説明をお願いします。

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

(工藤委員)

公開の方の質問でもいいですか。先ほど質問したことのお答えを聞き逃したのですが、接地逆転層の発現をどのように測定されて、判断されたのかをお聞きします。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

完了報告書には載せてありませんが、接地逆転層は1週間測定しています。朝と昼の温度差の激しい時と、あと逆転層のところで雲が発生しますので、その雲の発生状況を見ながら、逆転層の発生を判断しまして、1週間通した中での逆転層の測定値を取りました。

(坂本会長)

工藤先生、次回、資料を出していただきますか。

(工藤委員)

装置は何が使われたのですか。どのような観測を行われたのでしょうか。

(坂本会長)

今、答えられますか。それとも次回までにデータとあわせて示しますか。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

測定装置はそれぞれ専用の測定装置を使いまして、小屋を建てて、その小屋で24時間、7日間、測定をしました。

(工藤委員)

高度差は、何mと何mですか。逆転層は、最低でも2高度を測定しないとわかりません。

(事業者 (株) 山梨県環境科学検査センター 小澤氏)

高度差までは測っておりませんでした。気温は測っておりまして、工場のすぐそばの気温と、対岸の住宅地のところですよ。高度差は、大体50mくらいは、高度差がありますので、そこでの気温を比較しております。

(坂本会長)

わかりました。言葉だけではわかりにくいので、やはり次回、その場所、高さといったデータをお示しいただきたいと思います。

岩田先生、何か非公開での話はありますか。

(岩田委員)

私の方は特にありません。

(坂本会長)

箕浦先生はいかがですか。

(箕浦委員)

特にありません。

(坂本会長)

伊東先生はいかがですか。

それでは、非公開の部分が終わって、公開・非公開全体を通じて御意見はありますでしょうか。

それではこの案件の事業内容に関する意見と質疑については終了し

ます。事業者にはいろいろ注文が出てきましたが、過去の知事意見もきつい表現になっておりますので、なるべく丁寧に資料を出されるように次回の用意をしていただければありがたいと思っています。

(坂本会長)

議題1の審議は以上とさせていただきます。

今3時半ですが、次の事業者の準備ができたなら、すぐ審議を再開するというので、休憩は特に何分までということはいりませんので、この時間を利用して、休憩をお取りください。

議題2 佐久間東西幹線他増強工事計画に係る評価書について

(坂本会長)

それでは、2つ目の議題、佐久間東西幹線他増強工事計画についての審議を始めたいと思います。まず、事務局から説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

大気水質保全課の樋川でございます。資料に基づき、御説明いたします。資料2-1を御覧ください。事業概要と、評価書手続についてです。対象となる事業は、佐久間東西幹線他増強工事です。南部町を東西に横断する送電線路の設置工事となりますが、9月の審議会にて御審議いただいておりますので、「1 事業概要」から「3 手続」までは省略させていただきます。

資料の裏面、4を御覧ください。本件のスケジュールになります。先月、9月13日に技術審議会を開催させていただいており、あわせて南部町に意見照会を行ってございましたが、南部町からは意見はありませんでした。

本日はこれから、前回の説明を補足する形で事業者から追加の説明がありますので、それを踏まえて知事意見の素案について御審議いただきたいと思います。そして、本日の審議内容踏まえて、知事意見の素案を修正し、庁内調整を図った上で、事業者から9月1日に評価書が県に提出されておりますので、そこから60日後である10月末までに知事意見を事業者に述べることとなります。以上で、資料の2-1の説明を終わります。

(坂本会長)

ありがとうございました。この案件については2回目ということで、事業者からの説明があつて、質疑応答があつて、そのあと委員だけの知事意見素案への議論という、段取りになっています。それでは事業者から追加の説明を15分程度でお願いいたします。

(事業者 電源開発変電ネットワーク(株) 糸田氏)

電源開発変電ネットワーク(株)の糸田と申します。先ほど事務局様よりお話があつた通り、前回の質疑、審議内容踏まえて、本日、追加の説明をさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。それでは担当のものから説明させていただきます。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

電源開発(株)環境室の鈴木と申します。ただ今、事業者説明資料2-1の表紙を御覧いただいているものと思います。事業者説明資料2-2の意見整理表の公開版のうち、前回審議会において今回の審議会でご説明するとしたものを対象に御説明したいと思ひます。

まず冒頭ですが、こちらは影響評価書に対する意見整理表ということで、左側から意見No.、それから、その意見の内容、そして、事業者回答という構成になっております。それで意見No.なのですが、この資料作成時点から本日配布されました意見整理表とNo.が変わっておりまして、太字のアンダーライン、これが本日配布の事業者説明資料2-2の意見No.と一致しておりますので、こちらとあわせて御覧いただければ幸いです。

まず、説明資料として1/7です。景観と風景に関するものであります。こちらは前回の審議会におきまして、評価の内容について、一部不十分なところがあるという御意見を承りましたので、見直しをいたしております。45番の意見で、保全措置が何かどれだけ改善されたかというところの説明が不足ということで、こちらは文字にしてないのですが、前回御説明した通りで、もともと送電線があるところに今回増強建て替えということで、どうしても鉄塔が大きくなってしまふところがあります。ではその中でどんなことができるか、というところで、設備規模が大きくなってしまふ代わりに、設備を少なくすることで低減を図っていく内容でまとめたいと考えております。あと47番につきましては、人工物とも合わせた評価となっておりますけれども、もう少し具体的な表現で見直しております。次のページ、字がいっぱいありますけれども、縦軸が主な眺望点です。横軸の2列目が評価書に記載している内容、1

番右側が、この度見直した案でございます。主要な眺望地点そのものは、15地点ございますが、すべてではなく、代表地点をここに挙げております。同様の内容で、他の地点も修正を考えたいと思います。

次は、意見No. 22、植物に関する保全措置の考え方です。前回の審議会で、一部保全の措置の考え方について説明不足のところがありましたので、ここは、前回御回答を申し上げた内容を、赤文字にして、文字化した形で補正評価書に反映したいと考えております。こういったことで、私どもの保全措置の考え方の流れが、御理解いただけると思っております。

次は3/7、主に土砂流出防止対策についてです。内容としては二つあります。1つ目は土砂流出防止対策。これは各現場に応じた具体的な計画をお示しするということが1つ。2つ目はモニタリングの計画です。先にモニタリングの計画です。こちらも前回御説明申し上げましたが、この土砂流出防止対策の機能、その有効性を定期点検する計画でございます。無論、台風等の自然災害、その前後には臨時点検を行います。この結果に応じて、その補修補強をもしくは拡張など必要な処置を行い、この土砂流出防止対策の機能を維持管理する、そういう計画です。こちらが土砂流出防止対策の具体例として、新No. 148鉄塔の工事用地をお示しさせていただきます。図が重なっておりまして恐縮ですが、左側が評価書の第1章図14-13工事計画詳細、評価書30ページのところでございます。ここに緑色の丸で囲っておりますが、新No. 148鉄塔、これを具体的にどのようにするかということで右側の図になります。先にですが、この緑の枠の下にこの鉄塔工事用地の面積等を従前記載しておりましたが、御意見にもありましたように、各鉄塔での発生土量もここに追記しております。発生土量については、後程御説明いたします。では、この丸で囲んだ部分を拡大したもの、詳細に計画したものがこちらの右側の図でございます。まず丸が4つありますが、こちらは鉄塔基礎の掘削穴です。そして、その間に緑色の棒のようなものが表示されていますが、こちらは工事用のクレーンを示しております。図は平面図です。この鉄塔基礎の掘削穴とかクレーンは、評価書の25ページの基礎工事の写真、こちら御覧いただきますと、イメージを掴んでいただけるかと思えます。ポイントとなります土砂流出防止対策ですが、こちら評価書で示し、また、前回御説明したとおり、この現場において土留シガラを設置し、残土置き場をこのように配置し、傾斜地における平坦な作業場を設けるために仮設ステージをこのように設置し、また運搬設備の一つとしてモノレールを設置するということで、各現場にお

いて、具体的にこのように配置・計画します。本日はこの1例ですが、すべての鉄塔において、このように各現場に応じた計画をしております。

次は4/7、意見No. 48、建設発生土です。御覧いただいている表ですが、現時点の計画における、各鉄塔の発生土を一覧表で示しております。左の列は、山梨県で計画しています、23基の鉄塔の番号です。新しく建てる鉄塔の番号が左側、中程に基礎を2つ書いています。円形逆T字型基礎、深層基礎、これは鉄塔の基礎のタイプで、こちらについては評価書の19ページにお示ししているものです。右側の①、②、③が土量の数字になっておりまして、①は、鉄塔基礎を構築するために掘る掘削土量です。②は掘削した後に鉄塔の基礎を構築しますが、そのあと埋め戻し等に、①で掘った土を活用する土量を示しています。③は余る量で、こちらを搬出土量、イコール発生土と考えております。鉄塔基別では、このような数字になっておりまして、総量は約5,300m³という計画です。

次に5/7です。伐採木の関係で意見No. 50と51です。伐採木の処分に関しての御意見ですが、伐採木の所有権は地主さんの物になりますので、処理方法は、地主さんとの協議結果によって決まりますが、当社の標準的な処理実績、片付け実績としましては、前日も御説明いたしましたが、伐採木の枝葉を払い落として適当な長さに切って、丸太状にしておきます。これを現地で、崩れないような場所に、集積して置くというやり方をしております。このやり方は本事業でも計画しております。写真につきましては、その1例としてお示しさせていただきました。

次、6/7です。意見No. 9です。ヘリコプターにおける騒音の予測評価に関してですが、この予測評価について平面的にお示ししていますが、空を飛ぶものですので、うまく立体的に示せないかという御意見でした。平面的にはこのように飛ぶ計画であるということでお示ししていますが、実際、この飛ぶ経路を縦断面でお示しすること、また、予測地点の断面でヘリコプターとの位置関係はどうか、ということでお示しさせていただこうかと思えます。そして、その前にこれは配布資料にはないのですが、今回の意見整理表の4番と5番にもありますが、こちらの予測地点が、最寄りの住居ということで前日も御説明しておりますが、今回、写真等で補足説明させていただこうかと思えます。予測地点はこちらの①の赤丸のポイントであります。その奥地に、②と③の建物自体はあるのですが、何度か現地調査等をいたしまして、生活感等そういったものを踏まえまして、こちらの①の住居が最も予測地点としてふさわしいと考え決定いたしました。恐れ入りますが、防犯上の配慮

から資料配布は控え、この場のみのお示しとさせていただきたいと思
います。それでは、その断面です。①経路縦断面ということで、こちら
の見方ですが、縦軸が標高値になります。地面からの高さです。横軸が
ヘリ基地から運搬先までの距離です。それでヘリコプターの飛び方
ですが、これもあくまで今回の騒音予測評価上の飛び方ですが、ヘリ
コプターの基地から、所定の高度、1,090mまで一気に上がり、その
高度を保ちながら、横移動していく、このような飛び方で騒音予測
評価をしています。これで、当然、運搬を終えましたら同じルートで
帰ってくると、そういった運搬経路となっております。次に予測地点
の最接近の横断面ということで、①の横軸、概ね1,800m地点の
ところになります。ちょうど標高600mより少し低いぐらいの
ところですが、②の図で見てくださいと、概ね600mから少し下
がったところに山頂がありますが、横の距離としましては、予測
地点とヘリコプターの距離としては、御覧いただいている距離が、
おおよそ760mになります。標高差は、予測地点が200mぐら
いのところで、ヘリコプターは1,090mを飛んでおりますので、
850mぐらい。この距離間と標高差でこの斜めの距離1,140mを
求めております。感覚的には、このくらい離れているというところ
を掴んでいただけるかと思えます。平面だけではわかりにくい、
そういったところを、こういった図で補足したいと考えております。
なお、この標高、距離データにつきましては、国土地理院のホーム
ページ、GSIマップを利用させていただいております。

最後に意見No.41から43までの生態系の関連です。まず、内容は
事業者回答のとおりでございますが、修正範囲が広いので、現時
点でお示しできるものとして、意見No.43の生態系の評価につ
きまして、前回、注目種のうち一部予測結果に不確実性のあるク
マタカのみ評価書で書いておりますが、他の動植物と同じよう
な表現で、すべての注目種を対象に評価を記載する内容で現
在見直しております。その内容をお示しいたします。評価書
8-4-11項、693ページの評価のところ
です。評価書ではこちらの上位種のクマタカのみ記載して
おります。これを他の種につきましても、すべて記載して、
これらのすべての種を評価し、総合的な評価を記載する
修正で現在検討しております。公開版の説明につきま
しては以上です。

(坂本会長)

ありがとうございました。ただ今、事業者の方から公開版
についての御説明をいただきました。

それでは、質疑応答です。石井委員お願いします。

(石井委員)

景観についてコメントします。今回作っていただいた資料中の予測結果見直し（公開版資料3ページ）で、赤字で書いていただいている、大分わかりやすくなったと思います。これでいいかどうかというのは、最終的にありますが、これに対応した資料もしっかりつけてくださいというのが、まずのコメントです。今の資料だと、現状があって、当初案があって、対策案となっていて、何もない状態から、当初案、対策案というのわかるように、無の状態、つまり現状を消したような状態があれば、より良いかと思います。

それから、対策案に関して、ここにも一応具体的に書いてあるのですが、効果としてもともと狙ったのは回避であった場合、それが実現できたのか、できていないのか。それから前回言ったのですが、低減の場合には、どの程度低減できているのか。資料では、いまだに影響は少ないと書いてある。ここをもう少し具体的示してもらえればと思います。

それから、人工物に関しては、これはできればというような意味合いで、本当は是非ともやってもらいたいのですが、「この人工物があるからいいのです」と言っている人工物は、ずっとそのままなのか、ということをやはり検討に入れておいた方がいいと思います。例えば、電線というのが、もしかしたら将来的には、景観の面・防災の面からなくなる可能性もある。そのときに、それでもここに書かれていることが妥当といえるのか、ということを実はそこまで検討してもらいたいと思います。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

御指摘・御意見ありがとうございます。後半の部分の回答を先に申し上げます。人工物に関する評価で、これは将来の変化の可能性も踏まえて、といった御意見ととらえました。ここはコメントできるかと思います。

続いてどの程度低減できたかというところは、先ほど申し上げましたが、もともと送電線がある中で、我々として何ができるかということで、鉄塔規模はどうしても大きくなってしまおうのですが、代わりに鉄塔の数を減らした、というところをもう少しお示ししたいと思っています。

最後に、最初におっしゃっていただいた鉄塔がない状態ということでの比較評価です。こちらについては、元々送電線が存在する中で、私ど

もはその影響評価等を考えたところですが、無い状態を考えてコメントしたいと思います。

(坂本会長)

伊東委員いかがですか。

(伊東委員)

私は特にはないのですが、簡単な質問を一つだけ。土砂流出防止の定期点検の実施方法というのは、週1回やるということになっていますが、これはどのようにやられる予定ですか。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

やり方としては、目視点検になります。

(伊東委員)

土砂流出防止の施設のネジが緩んでないか等の点検はしないということですか。そういう点検は、週1回では少し多いかもしれませんが、特に大雨とか台風の時に臨時点検しますと書いてありますが、目視だけで大丈夫ですか。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

目視で、傾きや、土を受けとめるネットなり、金網なり、そのようなものが、変形なり、型くずれしているようであれば、当然ながら締め付けや補強・補修等を行う予定であります。まず見て、必要に応じて先生がおっしゃるとおり、締めるなり、補強するなり、補修するなり、そのようなことを実施したいと思います。

(伊東委員)

ありがとうございます。大雨で、倒れた件とかいろいろあったので、その辺りが気になり質問しました。

(坂本会長)

続きまして工藤委員いかがでしょうか。

(工藤委員)

私も気になった点なのですが、本日の資料の5/7(公開版資料8ペ

ージ)の伐採木の処理のところで見せていただいた写真だと、斜面は崩落しないかもしれないのですが、大雨が降ったら木材が崩落しそうなイメージを持ってしまったのですが、大雨の際にこのような木材が落ちていかないような対策は、どのようになさるのでしょうか。

(坂本会長)

何かこの記述だと、あとは地権者任せみたいにも読めるのですが、いかがでしょうか。

(事業者 電源開発(株) 鈴木氏)

少し見づらいかもしれませんが、今資料で御覧いただいている右側(公開版資料8ページ)に、伐採した木を積んだ状態といますか、左側もそうなのですが、切った木を杭のようなストッパーとして活用して、転がっていかないとか、ブレーキをかけるようなやり方で集積します。おっしゃるとおり、単に積んでいると何かの拍子でゴロゴロ転がってしまうので、そうならないように、切った木、もしくは切り株等も活用することもあります。そういったことで下り方面に転がって行かないよう対策は当然ながら行っています。

(坂本会長)

よろしいでしょうか。

(工藤委員)

ありがとうございます。

(坂本会長)

佐藤委員、公開部分について、何かありますでしょうか。

(佐藤委員)

ヘリコプターの、いわゆる3次元の飛び方について理解ができないところがあるので、非公開の方でまとめて質問します。

(坂本会長)

岩田委員お願いします。

(岩田委員)

私も意見といえますか、生態系部分の書き方につきまして、他の事業等と比較しましても、非常に踏み込んだ形で、かつ、包括的に評価をしていただくような形に修正をしていただいております、以前はクマタカをどうやって守るのかということにのみに注目されていたような書き方であったのが、今回は、若干、餌に注目しすぎているような気もしましたがけれども、代表的な種を支える生態系の変化を評価するという内容になっていますので、大変よいのではないかと思います。

もう少し高いレベルで、本当でしたら、生息適地評価ですとか、様々なハビタットモデルが今、容易に使えるようになっていきますので、そのような新しい統計モデルを使いながら、生息適地評価をやれば、より最新のアセスができるのだらうとは思いますが、それにいたしましても、以前よりは大変御尽力いただいてよいものになっていると思います。

(坂本会長)

ありがとうございます。それでは、公開部分については以上で終わりにしまして、今度は非公開部分の説明を事業者からお願いします。

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

(坂本会長)

はい。それでは、この議案についても意見が出尽くしたということで、事業者の説明に対する質疑応答は終わりにしたいと思います。事業者の方、ここまでどうもありがとうございました。

これから委員による知事意見の素案の検討に入りたいと思います。事業者の方はここで退出されても結構です。しかし、この委員会は公開ですので、そのまま見ていきたいということでしたら、見ていただいても結構です。

それでは、事務局から知事意見の素案について説明をお願いします。

(事務局 樋川課長補佐)

それでは事務局から時間をいただきまして、知事意見の素案について、御説明させていただきます。

資料2-2「佐久間 東西幹線 他 増強工事計画の評価書に係る知事意見 素案」をご覧ください。

この素案は、前回の技術審議会の議論を踏まえて作成いたしました。

なお、繰り返しとなりますが、関係する自治体である南部町からは、意見はありませんでした。

資料の見方ですが、左側に知事意見の素案、右側には前回の審議会の意見を記載してあります。

また、審議会での意見の後ろの数字は、事業者説明資料2-2及び2-4の「意見整理表」の意見Noとなっています。

それでは、順番に説明させていただきます。

意見は7つあります。

まずNo1「騒音」に係る知事意見は「騒音予測地点の設定理由について、住居の位置、ヘリコプターの飛行ルートや高度等の情報を整理し、補正評価書に記載すること。」です。

こちらは「予測地点周囲の住居の位置などがわかりにくく、予測地点が選ばれた理由がわかりにくい」といった意見や「飛行ルートを3次元で示すことができれば、わかりやすくなるのではないか」といった意見を踏まえて作成しました。

次にNo2「水質汚濁」に係る知事意見は「土砂流出防止対策については、一般的例示の記載に留まっているが、対策を実施する場所ごとに、具体的な建設発生土量、対策設備の内容・規模・位置及びこれらの維持管理方法を具体的に補正評価書に記載すること。」です。

こちらは「場所ごとの土砂流出防止対策を示して欲しい」といった意見や、「維持管理方法」についての追記を求める意見を踏まえて作成しました。

次にNo3「植物」に係る知事意見は、「希少な着生ランは、着生樹木の状態や周辺の湿度などの生育環境が重要であることから、保全措置として防風ネットの敷設や作業員の立入制限のみでは不十分である。現状の生育環境に加え、移植を行う場合には移植場所の周辺環境についても詳細に確認のうえ、専門家とも相談して検討した追加の環境保全措置を、補正評価書に記載すること。」です。

こちらは「着生ランの保全措置が不十分」といった意見や「より詳細な着生ランの現在の生育環境、そして、「移植先の環境について確認・検討すべき」との意見を踏まえて作成しました。

次にNo4「動物」に係る知事意見は「クマタカの行動圏近傍にヘリコプターの基地や飛行ルートを設定するに至った詳細な検討過程を示したうえで、必要に応じて追加の保全措置を検討し、補正評価書に記載すること。ヘリコプター基地の設置等の工事が、クマタカに影響を及ぼす可能性が高いことから、工事中は、ビデオカメラや監視員などにより

クマタカへの影響を監視することとし、監視結果をコンディショニング（馴化）等の保全措置に反映させること。そして、当該監視及び反映の具体的な計画を補正評価書に記載すること。」です。

こちらは「ヘリコプターの飛行ルート、および基地が、クマタカの行動圏の近傍に位置し、クマタカへの影響が懸念されるといった意見や、「コンディショニングにおける監視の実施と、より具体的なコンディショニング方法の記載」を求める意見を踏まえて作成しました。

次にNo5は「クマタカに係る保全措置の効果を検証するため、工事終了後もクマタカの事後調査を実施することとし、その具体的な計画を補正評価書に記載すること。」です。

こちらは「クマタカの事後調査は、工事中しか行わないとしているところ、保全措置の効果の検証のため、工事終了後も行うべき」との意見を踏まえて作成しました。

次にNo6「動植物・生態系」に係る知事意見は「生態系の評価はクマタカの記載しかないが、注目種だけでなく、それを支えている生態系全体への影響について、次を踏まえて整理・評価し、補正評価書に記載すること。①予定している保全措置を講じない場合における環境影響②環境保全措置により改善される環境影響と残る環境影響」です。

こちらは「生態系の評価の章に、クマタカについてしか記載されておらず、生態系全体について、そして、保全措置の効果と残る影響について記載すべき」との意見を踏まえて作成しました。

最後にNo7「景観・風景」に係る知事意見は「事業の実施による景観への影響は少ないなどと予測しているが、次を踏まえたうえで予測結果の見直しを行い、必要により環境保全措置を再検討し、補正評価書に記載すること。①講じようとしている環境保全措置により改善される環境影響②既設鉄塔が存在しない状態との比較③周辺に存在する住居等の構造物の種類や特性」です。

こちらは「保全措置の効果をより具体的に記載すべき」といった意見や、「鉄塔が無い状態と比較すべき」といった意見、また、「付近に人工物があるから工事の影響が少ないといった評価では、評価としては不十分」といった意見を踏まえて作成しました。

以上、前回の審議会での意見を中心に知事意見の素案を作成しておりますので、本日の事業者からの説明を踏まえ、お示した素案の是非や追加すべき意見の有無等について御審議いただけますよう、よろしくお願ひします。

(坂本会長)

知事意見素案ですので、ここで表現、内容、項目を議論いただきまして、県庁内の会議に諮った後に、通知期限は決まっていますが、知事意見として事業者へ通知されます。

それでは、まず会場側の委員、それからWebの委員については五十音順で、御意見を聞いていきたいと思っております。

では、まず石井先生をお願いします。

(石井委員)

7番についてですが、②で「既設鉄塔が存在しない状態との比較」と書いてあるのですがこれは、①にも③にも関係していますので、イントロというのか、上の説明の部分の「補正評価書に記載すること」の後に、このような感じに入れればいいのかとと思っているのですが、

「前提として既存鉄塔の存在を考慮せずに（既存鉄塔が存在しない状態を基本とする）環境影響を検討すること」というような感じにさせていただいて、細かいところは検討してもらえばいいのですが、②はそれで十分なので消して、①は「講じようとしている環境保全措置・・・」これはさっき事業者さんに言った内容をここに反映する感じなのですが、「環境保全措置の考え方（回避、低減）とそれにより、改善される環境影響の具体的な効果の程度」というような表現にさせていただければいいかと思っております。

内容はさっきの事業者に対する意見の中にあつたように、無の状態、当初案、対策案というかたちで、当初案からその対策案に対してどのような改善が見られたのかということ、それを説明する。また根拠となるような図を付けるなりして示して欲しい、ということが意図です。

それから③の、「周辺に存在する住居等の構造物の種類や特性」で切れてしまっていますが、もう少し言葉を「対象とする景観及び鉄塔の見え方に対する影響」という感じで加えていただいて、もう少し加えていいとすれば、さっき言ったような「人工物に関する将来予測、最善を想定も含めた検討を可能な限りしてもらいたい。」というふうに入れてもらえるといいと思っております。

(坂本会長)

事務局はフォローできましたか。いろいろあつたので、事務局で直したものを石井先生に送って見ていただくということにさせていただきたいと思っております。

それでは、今度はWeb参加の方を五十音順で、伊東委員お願いします。

(伊東委員)

すいません。知事意見の資料はファイルでいただいていたか。

(会長)

議案1の資料と一緒に送付しましたか。

少なくとも私は紙でもらっていますし、データもネット上にあります。

(伊東委員)

申し訳ありません。ちょっと手元にないので、後回しでもいいですか。

メールで送っていただいていますか。今日の午前中に送っていただいたメールには入っていますか。

(事務局 伊藤副主査)

今日、送らせていただいたメールにも、「06 資料2-2」というファイル名で入っています。

(伊東委員)

「資料」のフォルダーになりますか。わかりました。後回しにしてください。

(坂本会長)

工藤委員、どうでしょうか。

(工藤委員)

6番の動植物・生態系のところですが、私は専門ではないのですが、田中先生が前回に、残る環境影響に対しては代償計画を書かなければならないようなことおっしゃっていたと思いますので、田中先生に、代償計画についてメール等で相談していただけますでしょうか。

(坂本会長)

代償まで書くのか確認してください。それでは、佐藤委員いかがでしょうか。

(佐藤委員)

先ほども事業者に説明を求めましたが、知事意見としてはこの通りで私はよろしいと思いますが、今日の審議会の時点で、例えば、常時監視については検討中であるという回答でしたので、さすがに、この時点でそうなのかということがとても心配されます。

知事意見として私はこれでいいかと思えます。

(坂本会長)

今日の資料で検討中のところは、全部知事意見に入っていますね。それでは、次は岩田委員いかがでしょうか。

(岩田委員)

私も知事意見としては、原案で異論はございません。2番の水質汚濁のところ、事業者に対応していただくことによって、おそらく、水生動物等への調査が行われないということになるかと思えますので、こちらはしっかり御対応いただくことを期待したいと思っております。

意見については、特にありません。

(坂本会長)

伊東委員いかがですか。

(伊東委員)

私も特に意見はありません。

多分、田中先生のところは、代償ミティゲーションの話も触れたいのかなと思いますけれど、影響を受ける範囲といいますか、どれぐらいの影響を受けて、それに対する保全措置の効果がどれぐらいあるのかということ、もう少ししっかりと書いてくださいということだと思います。田中先生に確認された方がいいかもしれません。

(坂本会長)

皆さんの意見を聞きましたが、これは知事意見の素案であって、知事として出すのはまた別の文章になるかもしれませんが、ここでは遠慮なく意見があったら言っておいていただいた方がいいですが、いいですか。もっと強い表現でもいいです。何かありますか。

それでは、特に御意見がないということで、これを基本として、あとは田中先生に聞くのと、石井先生に確認していただくのと、それから小

林先生はどうでしょう。

(事務局 伊藤副主査)

小林先生は本日出席の予定だったのですが、出席できなくなったということで、昨日の夕方の段階で事業者への質問がありました。事業者には本日の審議会で回答できればということで、質問をお渡ししたところですが、質問が昨日の夕方だったため、本日は回答が間に合いませんでしたので、事業者から回答をいただいてから小林先生に提供させていただき、それを踏まえ何かしら意見をいただいて、知事意見に反映させることがあれば反映していくということを考えております。ですので、追加の質問の回答を踏まえて、この植物のところについては、小林委員に確認いただいた上で変更させていただくかもしれません。

(坂本会長)

期限が31日で、県庁内の会議があつて、それまでに知事意見案ができてないといけないのですけれど、間に合いますよね。

(事務局 伊藤副主査)

はい、間に合わせます。

(坂本会長)

それでは、知事意見素案についての御意見が出尽くしました。

(岩田委員)

少しお伺いしてもよろしいですか。書きぶりがこれでよいかとの会長の話がありましたので、もう一度見たのですが、すべて「補正評価書に記載すること」という意見の書きぶりになっているのですけれども、それはこの段階での知事意見は、このような書き方にするというルールや慣例があるのでしょうか。もっと踏み込んだ「対策を講じること」とか、各ステージに応じたいろいろな書き方があると思うのですが、今回はほぼ全部「補正評価書に記載すること」という内容になっていて、そういう方法でいいのかどうか、確認をお願いしたい。

(坂本会長)

多分、書き方としてはこうなるのだろうけれど、その手前のところで、「対策を講じて補正評価書に記載すること」という書き方はできるのだ

と思います。

(岩田委員)

今回の意見はすべて、不足している情報を追加しなさいというような内容になっていると思うのですけれども、それでいいのでしょうか。

(坂本会長)

それ以外でも結構です。この対策は十分ではないということがあるなら、その対策も含めて補正評価書に書くようにという書き方はできますよね。

(事務局 伊藤副主査)

岩田委員におっしゃっていただいたとおり、不足している説明について補正評価書に追加を求める意見になりますので、「補正評価書の段階で記載するように」という知事意見にしています。

ただ、一方で、先ほどおっしゃっていただいたように、それだけでは足りないというようなことがございましたら、この場で御意見いただけますと幸いです。

(坂本会長)

岩田先生、今の時点で何かありますか。

(岩田委員)

先ほどの水質汚濁のところなのですけれども、前々から申し上げておりましたとおり、底生動物に関する調査が行われないことになっているかと思います。それは、水質汚濁については、土砂流出防止対策をしっかりと事業者が行っていただくことが前提に立っているかと思います。

今回このように、補正評価書に記載することということで、どのような対策が行われるかをしっかり明示していただくということになろうかと思いますが、それとあわせて、維持管理を徹底して行っているか、要望のような表現にしていただければありがたいかと思います。

(坂本会長)

今の話を踏まえ事務局で書き方を考えるかと思いますが、よろしくお願いたします。

他の方で、全体通して何かございますか。ないようでしたら、佐久間東西幹線の環境影響評価書についての知事意見の審議を、終わらせていただきます。話がありましたように、それぞれの委員には、追加で願うするかもしれません。また、その結果も含めて、最終的には私の方に、権限を与えていただいて、一任願えますでしょうか。よろしく願います。よろしければ、この案件は今回で知事意見の審議までできましたので、終わりということになります。

委員の皆様におかれましては、本日の2つの議題についての、追加質問等がありましたら、10月7日までに事務局にメール等で提出いただくようお願いいたします。議案2については10月末に知事意見を出すことは決まっておりますので、意見がありましたら、なるべく早く、お送りください。

以上をもちまして、本日の議題はすべて終了といたします。御協力どうもありがとうございました。

(司会 佐藤総括課長補佐)

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。委員の皆様方におかれましては、議事進行に御協力いただき、大変ありがとうございました。また、坂本会長におかれましても、議事の円滑な進行、誠にありがとうございました。

それでは次第「3 その他」ですけれども、事務局から願います。

(事務局 樋川課長補佐)

次回について御説明させていただきます。次回については、本日御審議いただきました大月バイオマス発電に係る知事意見の素案について、御審議いただきたいと思っています。

日程はまだ決まっておらず、11月中旬から下旬で考えておりますが、正式な日程が決まりましたら御連絡させていただきます。

(司会 佐藤総括課長補佐)

最後に、委員の皆様から何かございますか。それではこれをもちまして山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。

長時間の御審議、ありがとうございました。お疲れ様でした。

(了)